

中国環境モニタリング情報

3 中国 RoHS 強制国家標準 GB26572 の意見募集稿について

中国工業情報化部は 2025 年 4 月 14 日付で強制国家標準 GB26572「電器電子製品有害物質使用制限要求」の改定意見募集稿を公表し、4 月 21 日まで同部科技司を窓口として意見収集を行った¹。この強制国家標準 GB26572 は、現行の GB/T26572-2011 に置き換わるものである。

中国 RoHS 弁法といわれる「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」(中国 RoHS2)は 2016 年 7 月に施行され、国家標準 GB/T26572-2011「電器電子製品有害物質使用制限要求」および電子業界標準 SJ/T11364-2014「電器電子製品有害物質制限使用標識要求」が同弁法の実施細目規定となっている。RoHS 規制への対応強化が国際的に求められるなか、中国工業情報化部は関連する国家標準の改定作業を進めている。強制国家標準 GB26572「電器電子製品有害物質使用制限要求」の改定に関する意見募集稿の公表は、2024 年 11 月に続き、今回が 2 回目となる。

本稿では、強制国家標準 GB26572「電器電子製品有害物質使用制限要求」の意見募集稿の内容および、従来からの主要な変更点について紹介する。

表 1. 中国 RoHS のこれまでの主な経緯

2016 年 7 月	「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」(中国 RoHS2) 施行
2018 年 3 月	「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録(第 1 回)」および「適用除外リスト」を公布
2019 年 5 月	電器電子製品有害物質使用制限「合格評定制度」の実施公告を公表
2022 年 12 月	SJ/T11364-2014「電器電子製品有害物質制限使用標識要求」改正意見募集稿を公表。規制対象物質に 4 種のフタル酸エステルを追加。
2024 年 1 月	「有害物質の測定方法の適用標準の調整に関する公告」により従来の GB/T26125-2011「電子電気製品の 6 種類の使用制限物質の測定」から GB/T39560 シリーズ「電子電気製品中の特定物質の測定」へ改定を公告、2024 年 3 月 1 日より施行。
2024 年 6 月	GB/T26572-2011「電器電子製品有害物質使用制限要求」の第 1 号追補版を公布、4 種類のフタル酸エステルを追加。
2024 年 11 月	GB26572「電器電子製品有害物質使用制限要求」の改定意見募集稿(初回)を公表。
2024 年 12 月	SJ/T11364-2014「電器電子製品有害物質制限使用標識要求」改正版である SJ/T11364-2024 を公布 ²
2025 年 4 月	GB26572「電器電子製品有害物質使用制限要求」の改定意見募集稿(第 2 回)を公表。

1 公开征求对《电器电子产品有害物质限制使用要求》等 3 项强制性国家标准(报批稿)的意见
https://www.miit.gov.cn/jgsj/kjs/jscx/bzgf/art/2025/art_0627b5725b8a4974ab1327f568e312b4.html

2 电器电子产品有害物质限制使用标识要求
<https://std.samr.gov.cn/hb/search/stdHBDetailed?id=32F44D4CFE5A5E19E06397BE0A0A2A1B>

3.1 改正意見募集稿のポイント

(1) 改定の背景

2025 年 4 月 14 日に公表された強制国家標準 GB26572「電器電子製品有害物質使用制限要求」の意見募集稿と同時に、「強制国家標準『電器電子製品有害物質使用制限要求』の編成説明³⁾」が公開された。同文書では、今回の改正意見募集稿を作成した背景と重要な改定項目について説明されている。

中国 RoHS といわれる電子電気製品中の有害物質使用制限にかかる規制は、「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」およびその実施に関連する国家標準、業界標準、さらに公告や通知などの政策指導文書による要求事項や指導内容に基づいて定められている。「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」は強制法規の位置づけであるが、同弁法の実施をサポートする国家標準 GB/T26572-2011「電器電子製品有害物質使用制限要求」および業界標準 SJ/T11364-2024「電器電子製品有害物質制限使用標識要求」はいずれも推奨標準であり、「管理弁法」の強制的な規制の執行において十分な効果を発揮していないとの指摘がなされてきた。企業の中には、推奨標準の規制事項の遵守は任意であり強制ではないと解釈しており、その結果、「管理弁法」が意図する中国の電器電子製品における有害物質の使用制限管理が効果的に実施されず、規制の徹底に悪影響を及ぼすことになった。

例えば、電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録にリストアップされた製品を製造しているにもかかわらず、上記の標準が推奨の位置づけであると考えてラベル表示をしていない、あるいは不適切なラベル表示を行っている企業の製品が、市場監督管理総局によって不合格とされる事例も報告されており、消費者と事業者の双方に不便と混乱を引き起こす要因となっている。

(2) 主な改定ポイント

今回公表された強制国家標準 GB26572「電器電子製品有害物質使用制限要求」の意見募集稿は、中国 RoHS 基本法である電器電子製品有害物質使用制限管理弁法の強制性と国家標準としての属性を一致させ、同弁法の確実な執行を目的としている。同時に、同国家標準を中国の電器電子産業の発展により適合させるために、技術要件の更新も行われた。現行の GB/T26572-2011「電器電子製品有害物質使用制限要求」および第 1 号追補版の内容と比較して、「強制国家標準『電器電子製品有害物質使用制限要求』の編成説明」では、本改定意見募集稿における主な改定ポイントとして以下の 9 項目が強調されている。

- 1) 「有害物質」、「環境保護使用期限」、「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録」、「適用除外」の 4 つの用語の定義を追加し、同国家標準の適用をより明確にした。
- 2) 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法が定める 2 段階方式での制度整備の計画に沿って、電器電子製品の分類（Ⅰ類、Ⅱ類）とそれぞれに対応する有害物質使用制限要求の要件を追加した。規制対象物質は 2024 年 6 月 29 日公表の GB/T26572-2011「電器電子製品有害物質使用制限要求」の第 1 号追補版の内容と同一で、従来の 6 種類の物質に 4 種類のフタル酸エステルを追加した 10 種類である。
- 3) 電器電子製品における有害物質の使用制限に関するラベル表示の要件を追加し、SJ/T11364「電器電子製品有害物質制限使用標識要求」の内容を本改定意見募集稿に組み込んだ。

3 附件 2: 强制性国家标准《电器电子产品有害物质限制使用要求》编制说明

https://www.miit.gov.cn/jgsj/kjs/jscx/bzgf/art/2025/art_0627b5725b8a4974ab1327f568e312b4.html

- 4) 標準の実施時期に関する要件を追加し、本標準の施行日より前に生産または輸入された製品については同施行日の13か月目から本文書の要件に適合するものとする旨を規定した。関連業界の企業が在庫製品を消化するための1年間の猶予期間を設け、企業のRoHS規制対応の管理コスト削減に配慮した。
- 5) 「制限物質」の用語と定義(GB/T26572-2011の3.1を参照)を削除した。同用語は本改定意見募集稿で使用されない。
- 6) 電器電子製品有害物質使用制限要求(GB/T26572-2011の付録Aを参照)を削除した。同部分はGB/T39560.2-2024「電子電気製品中の特定物質の測定 第2部：サンプルの分解」およびSJ/T11692-2017「電子電気製品中の制限物質の検査サンプル分解ガイドライン」で参照できる。
- 7) 典型的な分解例(GB/T26572-2011の付録Bを参照)を削除した。同部分はGB/T39560.2-2024「電子電気製品中の特定物質の測定 第2部：サンプルの分解」およびSJ/T11692-2017「電子電気製品中の制限物質の検査サンプル分解ガイドライン」で参照できる。
- 8) サンプル分解のために蛍光X線分析(XRF)技術を応用する例(GB/T26572-2011の付録Cを参照)を削除した。同部分はGB/T39560.2-2024「電子電気製品中の特定物質の測定 第2部：サンプルの分解」およびSJ/T11692-2017「電子電気製品中の制限物質の検査サンプル分解ガイドライン」で参照できる。
- 9) 電子電気製品で一般的に使用される材料およびコンポーネントに制限物質が存在する可能性(GB/T26572-2011の付録Dを参照)を削除した。同部分はGB/T39560.2-2024「電子電気製品中の特定物質の測定 第2部：サンプルの分解」、SJ/T11692-2017「電子電気製品中の制限物質の検査サンプル分解ガイドライン」およびSJ/T11467-2022「電子電気製品中の有害物質のリスク評価に関するガイドライン」で参照できる。

その他、電器電子製品中の有害物質の含有量に関する情報シートやラベル表示をデジタル形式またはQRコード方式で行う場合の要件などについても、より具体的な規定が盛り込まれている。

3.2 公表された強制国家標準意見募集稿の内容

(1) タイトルと標準番号

電器電子製品有害物質使用制限要求 GB26572-XXXX (GB26572-2011を代替)

(2) 制定の目的

「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」および「電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度の実施要領」の関連要求を徹底するために本標準を制定する。電器電子製品の廃棄後に生じる環境汚染および人体の健康に対する危害を防止し、電器電子業界のクリーン生産ならびに資源総合利用を促進することを通じて、高品質な業界発展とグリーン生産意識のレベル向上とグリーン消費を奨励する。環境保護と人体の健康保護を保障するため、関連する国際標準ならびに法律法規の要求と電器電子産業の実情を鑑みて本標準を制定する。

(3) 本文の内容

1. 範囲

本文書は電器電子製品に含有される有害物質の使用制限量ならびに表示ラベルの要件について規定する。

本文書は中華人民共和国国内で製造、販売あるいは外国から輸入される電器電子製品について適用する。

2. 規範性引用文書

本文書においては、以下に示す文書を規範的な参照文書として引用しており、それらの参照を通じて、本文書の規定条項を構成する。このうち日付が記載されている引用文書については、その日付に対応するバージョンのみが本文書に適用される。日付のない引用文書については最新バージョン（すべての改定部分を含む）が本文書に適用される。

GB/T 39560 電子電気製品中の特定物質の測定（すべての部分）

SJ/T 11468-2014 電子電気製品における有害物質の使用制限（用語の定義部分）

3. 用語の定義

GB/T 39560.1 および SJ/T 11468-2014 の定義ならびに以下の用語の定義が本文書に適用される。

3.1 電器電子製品 electrical and electronic products

電流または電磁場に依存して作動し、または電流および電磁場の生成、伝送、測定を目的とする製品で、定格作動電圧が直流で 1500 ボルト、交流で 1000 ボルトを超えない設備およびその付属製品。ただし、発電、送電、配電にかかわる設備は除外される。

3.2 有害物質 hazardous substance

人体、動植物および環境などに対して危害性を有する物質。

注：本文書の「付録 A：電器電子製品有害物質使用制限の対象物質および含有限度」を参照。
[SJ/11468-2014 2.2.3 に準拠、今回修正あり]

3.3 均質材料 homogeneous materials

1 種類あるいは複数の物質から組成される各部分が均一性を有する材料。

[SJ/11468-2014 2.5.6 に準拠、今回改定あり]

3.4 コンポーネント components

電器電子製品において一定の機能や用途を持った構造単位。

3.5 テストユニット test units

それ以上分解することなく計測テストを行うことができるサンプル。

3.6 環境保護使用期限 environment-friendly use period

ユーザーが製品の使用説明に従って正常に製品を使用する場合において電器電子製品中に含有される有害物質が外部に漏洩したり、変質したりすることがなく、環境への深刻な汚染または人体や財産への深刻な損害を与えない期限。

注 1：環境保護使用期限は通常、年単位で設定する。

注 2：電器電子製品の環境保護使用期限の開始日は、製品の製造日とする。

注 3：「含有」とは製品中の制限有害物質の含有量が本文書の 5.1 の要求を超えることを指す。

[SJ/T11468-2014、2.6.1 に準拠、今回修正あり]

3.7 電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録

catalogue for compliance management of restricted use of hazardous substances in electrical and electronic products

電器電子製品の有害物質の使用制限管理を実施するために編成された製品リストで、電器電子製品の品目カテゴリ、使用が制限される有害物質の種類、使用制限が適用される期限および適用除外となる例外要件などが含まれる。

注：この目録は電器電子製品有害物質使用制限を所管する当局が発行あるいは更新を行う。

現行の「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録（第1回）」は中国工業情報化部の公告 2018 年第 15 号を参照⁴。

3.8 適用除外 exemption

技術的または経済的要因により困難な場合においては、電器電子製品に含まれる特定の有害物質につき一定の期間を定めてその含有量限度の要求を法律法規に規定しない、あるいは限度量の要求を緩和することがある。

注1：適用除外リストは電器電子製品有害物質使用制限を所管する当局が発行あるいは更新を行う。

注2：「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録（第1回）」と同時に公表された現行の適用除外リストは中国工業情報化部の公告 2018 年第 15 号を参照。

[SJ/T11468-2014、2.2.10 に準拠、今回修正あり]

4. 電器電子製品分類および有害物質使用制限要求

電器電子製品の分類とそれに対応する有害物質使用制限要求は表2のとおりである。「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」の関連要求にもとづき、Ⅱ類の「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録」に未収載の製品についても本文書のセクション5に規定する有害物質の限度要求の要件を満たすことが推奨される。

表2. 電器電子製品の分類とそれに対応する有害物質使用制限要求

No.	類別	電器電子製品の分類	有害物質使用制限要求
1	Ⅰ類	「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録」に収載済みの製品	本文書のセクション5（限度要求）、6（ラベル表示）の要件を満たすこと
2	Ⅱ類	「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録」に未収載の製品	本文書のセクション6（ラベル表示）の要件を満たすこと

5. 限度要求

5.1 有害物質ごとの限度要求

電器電子製品を構成する各均質材料中に含有される有害物質の種類と制限値は本文書の付録Aの要件に従わなければならない。

付録A：電器電子製品有害物質使用制限の対象物質および含有限度

No.	物質名称	略語	制限値（質量分率）
1	鉛	Pb	≤ 0.1%
2	水銀	Hg	≤ 0.1%

4 《电器电子产品有害物质限制使用达标管理目录（第一批）》和《达标管理目录应用例外清单》中华人民共和国工业和信息化部公告[2018 第 15 号]

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-10/14/content_5439264.htm

No.	物質名称	略語	制限値（質量分率）
3	カドミウム	Cd	≦ 0.01%
4	六価クロム	Cr6+	≦ 0.1%
5	ポリ臭素化ビフェニル	PBBs	≦ 0.1%
6	ポリ臭素化ジフェニルエーテル	PBDEs	≦ 0.1%
7	フタル酸ジブチル	DBP	≦ 0.1%
8	フタル酸ジイソブチル	DIBP	≦ 0.1%
9	フタル酸ブチルベンジル	BBP	≦ 0.1%
10	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	DEHP	≦ 0.1%

5.2 検査方法

電器電子製品中の有害物質の含有量の測定は GB/T39560「電子電気製品中の特定物質の測定」に従わなければならない。

5.3 適合性判定要件

5.3.1 検査サンプル単位の分類と要求

電器電子製品中の有害物質の含有量の測定を行う場合、可能な限り均質な材料に分解するという基本原則に従って、GB/T39560.2「電子電気製品中の特定物質の測定 第2部：サンプルの分解」に基づき検査サンプルを制作する必要がある。検査サンプル単位の類別と制作プロセスは表3のとおりに分類定義される。要件が重複する場合は、EEP-A、EEP-B、EEP-Cの優先順で従う必要がある。すなわち、検査サンプルがEEP-Aの定義に分類できる場合は、EEP-BあるいはEEP-Cの分類を適用してはならない。

表3. 検査サンプル単位の分類

類別	検査サンプル単位類別の定義
EEP-A	電器電子製品を構成する各均質材料
EEP-B	電器電子製品中の各部品の金属めっき層
EEP-C	電器電子製品中の既存条件でそれ以上分解できない小型部品あるいは材料（例えば体積 4mm ³ 以下のコンデンサチップなど）

注：EEP：Electrical and Electronic Products の略

5.3.2 適合性判定規則

5.3.1の要求に従って分解された電器電子製品のすべての検査サンプル単位における有害物質含有量の計測結果が表4の要件を満たしている場合、その製品は本文書の「5.1 有害物質ごとの限度要求」に適合していると判定される。いずれかの検査サンプル単位における有害物質含有量の計測結果が表4の要件を満たさない場合、その製品は本文書の「5.1 有害物質ごとの限度要求」の要求に適合していないとみなされる。

表 4. 適合性判定規則

検査サンプル単位類別	適合性判定規則
EEP-A	本文書の「5.1 有害物質ごとの限度要求」に照らして判定する。 (注 2)
EEP-B(注 1)	
EEP-C	

注 1：六価クロムについては GB/T 39560.701 に定める測定方法による結果が陰性でなければならない。

注 2：電器電子製品有害物質使用制限の適用除外リストに記載された用途の製品においては、同リストに注記された要件に従って判定する。

6. ラベル表示の要件

6.1 通則要求

6.1.1 電器電子製品の製造業者あるいは輸入業者は、本文書の規定の要求に従って製品中に含有される有害物質の情報をラベル表示しなければならない。

6.1.2 製造業者が製品を生産するために調達する製品については、電器電子製品中の使用制限有害物質にかかるラベル表示を行わなくてもよい。ただし、サプライヤーは、購買側の要求に応じてラベル表示のために必要なすべての情報を提供しなければならない。

注：「製造業者が製品を生産するために調達する製品」とは一般に製品メーカーが特定の製品の生産のためにサプライヤーから調達する部品または材料等の製品を指し、これらの部品や材料等は消費者に直接販売されない。

6.1.3 販売した電器電子製品の修理、返品、交換などのアフターサービスのスペアパーツに使用される製品については、電器電子製品中の使用制限有害物質にかかるラベル表示を行わなくてもよい。ただし、同サービスの提供者は、本文書の「6.5 資料の保存要件」の要求に従って同スペアパーツ中に含有される有害物質に関する情報を記載した技術文書を保存しなければならない。

6.2 ラベル表示内容の要求

電器電子製品の製造業者または輸入業者は、製品中の有害物質の含有状況に応じて、それぞれ図 B.1 または図 B.2 に従ってラベルを表示しなければならない。

- 製品中の有害物質の含有量が「5.1 有害物質ごとの限度要求」の要件を満たしている場合、図 B.1 に従ってラベル表示を行う。
- 製品中の有害物質の含有量が「5.1 有害物質ごとの限度要求」の要件を満たしていない場合、図 B.2 に従ってラベル表示を行い、「6.3 電器電子製品中の有害物質の情報シートの要求」に従って製品に含有される有害物質の情報を提供しなければならない。
- 製品を構成する特定の材料またはコンポーネントが「3.8 適用除外」に該当し、かつ有害物質の含有量が「5.1 有害物質ごとの限度要求」の要件を満たさない部分がある場合は、上記 b) に従う。
- 図 B.2 のラベル表示を行う場合、電器電子製品の製造業者または輸入業者は、製品が環境への深刻な汚染または人体や財産への深刻な損害を発生させることがない使用期限（環境保護使用期限）を決定し、図 B.2 の中央の数字を置き換えて表示しなければならない。

注 1：図 B.2 の中央の数字は例示であり、実際に表示を行う場合は当該の電器電子製品

が対応する環境保護使用期限に置き換える。

注 2：電器電子製品の環境保護使用期限の判断方法については、SJ/Z11388 を参照する、または関連業界団体が発信する指導意見を確認すること。

- e) ラベル I およびラベル II の図案に関する規格仕様については、付録 B を参照すること。
電器電子製品の製造業者または輸入業者は、付録 B に定められた規格要求に従い、電器電子製品に有害物質制限ラベルを表示しなければならない。なお、ラベルを拡大または縮小する場合においても最小サイズは 5mm × 5mm 以上でなければならない。
- f) ラベル I およびラベル II の意味と色の説明については、付録 C を参照すること。
- g) 電器電子製品の製造業者または輸入業者は、製品の実際の状況に応じて他の色を選択することもできる。ただし、ラベル II に緑色を使用することは認められない。

付録 B：ラベル表示の規格

電器電子製品の有害物質の使用制限ラベル表示の図案仕様は以下の規定に従うものとする。

- a) ラベル I の図案仕様は図 B.1 のとおり（ピクセル数は 100 × 100）。
- b) ラベル II の図案仕様は図 B.2 のとおり（グリッド数は 100 × 100）。
 - 1) 数字の字体フォントは Impact とする。
 - 2) 数字の高さとリングの内径および外径の比率は 5：8：12 とする。



図 B.1. ラベル I

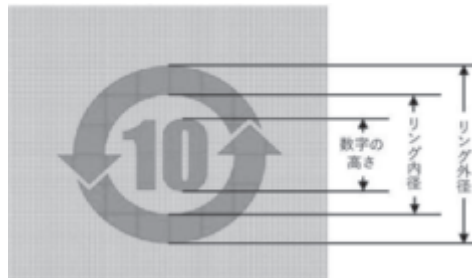


図 B.2. ラベル II

付録 C：ラベルの意味と色の説明

C.1 ラベルの意味

電器電子製品の有害物質使用制限ラベルの表示には、製品に有害物質が含まれるかどうか、製品の環境保護使用期限、および製品がリサイクル可能かどうか、の 3 つの要素が含まれる。

ラベル I は通常は緑色で製品に有害物質が含まれていないことを示す。図案の中央にある文字「e」は電器電子製品（electrical and electronic product）ならびに環境にやさしいこと（environmental）を表し、グリーンで環境に優しい電器電子製品を象徴する。ラベル図案の外側の矢印付きリングは製品がリサイクル可能であることを示す。

ラベル II は通常はオレンジ色で製品に有害物質が含まれていることを示す。図案の中央には安全に使用できる環境保護使用期限を数字で明示する。ラベル図案の外側の矢印付きリングは製品がリサイクル可能であることを示す。

C.2 色の説明

ラベル I に緑色を使用する場合、印刷には 4 原色値 (C:85、M:30、Y:85、K:20) を使用することを推奨する。

ラベル II にオレンジ色を使用する場合、印刷には 4 原色値 (C:0、M:75、Y:100、K:0) を使用することを推奨する。

6.3 電器電子製品中の有害物質の情報シートの要求

6.3.1 電器電子製品中の有害物質の含有量に関する情報シート

電器電子製品中に含まれる有害物質の含有量に関する情報シートのフォーマット形式を表5に示す。また、情報シートは下記の要件を満たす必要がある。

- 情報シートの最初の列は電器電子製品を構成する部品の名称である。それに対応する右側の各列の行には付録Aにリストされている有害物質の種類に従って、各有害物質の中国語名または略語を1つずつ記入する。
- 情報シートの最後の行は本文書「6.3.2 各部品中の有害物質含有情報の説明要求」に対応する事項を説明するために使用する。
- 電器電子製品の製造業者または輸入業者は、スペースやレイアウトの制限に応じて情報シートの有害物質および部品名称の列および行の配置を調整してもよい。

表5. 電器電子製品中の有害物質の含有量の情報シートのフォーマット形式

製品中の有害物質の含有量の情報シート				
部品名称	有害物質			
	物質 1	物質 2	・・・	物質 n
部品 1				
部品 2				
・・・				
部品 n				

注1：部品を構成するすべての均質材料中の有害物質の含有量が電器電子製品の有害物質使用制限に関する国家標準の要求基準を超えない場合「○」を表示する。部品の少なくとも1つの均質材料中の有害物質の含有量が電器電子製品の有害物質使用制限に関する国家標準の要求基準を超える場合「×」を表示する。

注2：上記の情報シートに記載されていない部品については電器電子製品の有害物質使用制限に関する国家標準の要求基準を超えないことを表明したものとみなす。

6.3.2 各部品中の有害物質含有情報の説明要求

電器電子製品中の有害物質含有量の情報シートに記載すべき各部品中の有害物質含有情報に関する説明要求事項は下記のとおり。

- 電器電子製品の製造業者または輸入業者は、情報シートを作成する際に、当該製品を構成する部品、コンポーネントをどのように分類するかを自主的に決定する。
- 構成部品中の特定の有害物質の含有量が「5.1 有害物質ごとの限度要求」の要件を満たす場合、該当する有害物質の含有情報を「○」で表示する。同限度要求の要件を満たしていない場合、該当する有害物質の含有量情報として「×」を表示する。
- 構成部品中の特定の有害物質の含有量が「5.1 有害物質ごとの限度要求」の要件を満たす場合は、該当する部品、コンポーネントについては情報シートに記載しなくてもよい。
- 構成部品中の特定の有害物質の含有量が「5.1 有害物質ごとの限度要求」の要件を満たさない場合、同じ種類の部品、コンポーネント（プラスチック部品や各種ケーブル等）と組み合わせて有害物質の含有量を判定する方法を採用することができる。これ以外の

場合は他の部品と組み合わせて判定してはならず、また、部品名称の欄に「その他」と記載することは認められない。

- e) 電器電子製品の製造業者または輸入業者は実際の状況に応じて情報シートの欄を追加して補足説明を加えることができる。

例 1：情報シートの最後の行内に「×」表示をした場合の技術的な理由説明として適用除外用途となっている状況を説明する。

例 2：情報シートに備考欄を追加し、オプションの付属部品等に関する情報を追記する。

6.4 ラベル表示方法の要求

- 6.4.1 電器電子製品の製造業者または輸入業者は、ラベルⅠあるいはラベルⅡのデザインを成形、レーザー彫刻、塗装、貼り付け、印刷などの方法で製品の視認可能な部分に直接表示しなければならない。ラベル表示は鮮明で読みやすく、色褪せしにくく、簡単に除去できないものである必要がある。デジタル形式で表示する場合は「6.4.5」の要求に従って実施しなければならない。

- 6.4.2 電器電子製品が以下の条件のいずれか 1 つを満たす場合は、有害物質使用制限ラベルを製品の表面に直接表示しなくてもよい。ただし、製品の使用説明書にはラベル表示を含める必要がある。

- a) ラベル表示が可能な表面積が 50cm² 未満である場合
- b) 製品の形状が不規則あるいは細長いなどの理由でラベル表示が困難である場合（ケーブルなど）。
- c) 表面の材質や機能面などの理由で製品本体へのラベル表示が困難である場合（電動ぬいぐるみの表面など）。
- d) 他の電器電子製品の内部に組み込まれる部品、コンポーネント、デバイスなどである場合（ディスプレイ製品に組み込まれた回路基板や抵抗器など）。

- 6.4.3 通常、電器電子製品の製造業者または輸入業者は、製品中の有害物質の含有量の情報シートの中に説明を記載する。その際、文字は標準中国語の漢字を使用しなければならない。デジタル形式または QR コード方式でラベル表示する場合は、それぞれ 6.4.5 または 6.4.6 の規定に従って実施する必要がある。

- 6.4.4 本文書に規定する製品説明書は、紙のマニュアル、電子マニュアル、コンパクトディスク (CD/DVD)、包装パッケージ、システム内蔵ソフトウェア、企業ウェブサイトのうちのいずれか 1 種類の形式で表示することができる。いずれの形式による場合も製品自体の説明ならびに有害物質使用制限ラベルおよび製品中の有害物質の含有量の情報シートとの対応関係を明確に示す必要がある。

このうち、電子マニュアル、システム内蔵ソフトウェアおよび企業ウェブサイトをラベル表示の媒体として使用する場合は、紙のマニュアルまたはコンパクトディスク (CD/DVD) あるいは包装パッケージに「6.2 ラベル表示内容」および「6.3 有害物質の情報シート」の情報にアクセスできる方法を明記しなければならない。

- 6.4.5 デジタル形式を採用し、かつラベル表示と有害物質の情報シートが画像表示機能を備えた製品システムソフトウェアに組み込まれている場合、それらは次の要件を満たす必要がある。

- a) 製品使用時にユーザーがユーザーインターフェイスを通じて当該の製品情報を参照することができること。
- b) デジタル形式のラベル表示および有害物質の情報シートのテキストは明確に判読できる

こと。

- c) デジタル形式の情報は工場出荷時に読み取り専用データとして設定され、恣意的に改編されることがないこと。

6.4.6 QRコード方式を採用してユーザーがコードをスキャンして情報シートを参照できるようにする場合は、次の要件を満たす必要がある。

- a) QRコードが識別されるとすぐに有害物質の情報シートの内容が視覚的に表示されること。
- b) QRコードには有害物質の情報シートに関する情報を確認するためのテキストプロンプトが添付されること。
- c) QRコードの識別媒体は、製品本体、紙のマニュアル、コンパクトディスクまたは包装パッケージのいずれかとし、表示位置はQRコードが変形したり汚れたりせずユーザーがスキャンして読み取りやすい位置を選択すること。
- d) ラベル表示はQRコードに含めることができるが、図 B.1 または図 B.2 のラベルをQRコードで置き換えることはできない。電器電子製品には本文書の 6.4.1 から 6.4.5 までの関連要件に従って電器電子製品の有害物質ラベル表示を行う必要がある。
- e) 電器電子製品の製造業者または輸入業者は、QRコード内のデータが追跡可能であり、かつ恣意的に改編されることのないよう保証しなければならない。

6.4.7 電器電子製品の製造業者または輸入業者は、製品または製品を構成するコンポーネントの特性、および意図された設計上の作業条件または特定の状況において、製品中に含有される有害物質によって引き起こされるおそれのある環境および人体の健康への危害を回避するための情報を、製品説明書に明記しなければならない。

6.5 資料の保存要件

6.5.1 電器電子製品の製造業者または輸入業者は、製品中の有害物質の含有量の情報シートの内容を証明する技術根拠資料を保管しなければならない。

6.5.2 電器電子製品の製造業者または輸入業者は、技術根拠資料の内容について、信頼性、有効性およびトレーサビリティを確保する必要がある。

6.5.3 技術根拠資料の保存期間は、製品の製造終了日から起算して3年以上とする。

7. 本標準の実施時期

本標準の施行日より前に生産または輸入された製品については、施行日の13か月目以降、本標準の要件に適合しなければならないものとする。

3.3 結語

強制国家標準 GB26572「電器電子製品有害物質使用制限要求」の意見募集稿は GB/T 26572-2011「電器電子製品有害物質使用制限要求」および SJ/T11364-2024「電器電子製品有害物質制限使用標識要求」の内容を統合するとともに、推奨国家標準（GB/T）から強制国家標準（GB）へ改定し、4種類のフタル酸エステルを追加した10種類の規制対象物質とその含有制限量を規定した。

「中国標準化法」は強制国家標準に定められた要件を満たさない製品およびサービスは生産、販売、輸入または提供してはならないと規定しており、これに違反した場合は同法および関連法令にもとづき民事責任を負うものとされている。本強制国家標準の実施は中国工業情報

化部、国家市場監督管理総局、税関総署が共同で所管し、強制要求事項に関する違反については各部門が関連の法律、行政法規、部門規則等の規定に従って各々の責任範囲で処理することとなる。

強制国家標準 GB26572「電器電子製品有害物質使用制限要求」の正式施行により中国 RoHS 規制は新しい段階に入るといえる。市場における違反状況の取り締まり活動が強化される可能性もあり正式実施の動向が注視される。

以上